

## 特定医療費（指定難病）医療費助成制度 転入手続きについて

浜松市に転入された方が、転入前と同様に特定医療費（指定難病）医療費助成制度を利用される場合は、浜松市で新規申請をしていただく必要があります。

### 申請に必要な書類について

必須書類	注意事項等
特定医療費（指定難病）支給認定申請書（第4号様式）	・浜松市ホームページから申請書の様式をダウンロードし、御用意いただくか、窓口で御記入のうえ、提出をお願いします。
転入前の自治体が発行した特定医療費（指定難病）受給者証のコピー	・申請日の時点で有効期間が終了している場合は、 <u>臨床調査個人票</u> が必要です。 ・有効期間内であっても <u>臨床調査個人票</u> が必要となる場合があります。
健康保険の資格情報が確認できる資料のコピー	・資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・マイナポータルからダウンロードできる「資格情報」のうちいずれか1点 (加入されている健康保険によって提出が必要な対象者が異なります)
個人番号確認書類 (マイナンバーカード、通知カード等)	患者本人と同一健康保険に加入している方の分が必要です。

※詳しくは、浜松市ホームページ「指定難病患者に対する医療費助成制度（2）医療費助成の申請方法について」を御参照ください。

#### 【注意事項】

- 有効期間開始日は申請受理日からとなります。（※浜松市への転入日からではありません）
- 転入前の特定医療費（指定難病）受給者証は、浜松市への申請日以降は無効となります。